実施方針等　新旧対照表

【凡例】　**太字**：旧版からの変更・追加箇所（新側に表示）

実施方針

新　実施方針（令和８年 10 月公表版）	旧　実施方針（案）（令和８年７月公表版）
表紙 　実施方針**（削除）** 　令和８年 **10** 月	表紙 　実施方針（案） 　令和８年７月
Pi　前文 　この実施方針**（削除）**は、尼崎市が実施を予定している… 　本実施方針**（削除）**に対し、民間事業者等より幅広く意見を受け付け…	Pi　前文 　この実施方針（案）は、尼崎市が実施を予定している… 　本実施方針（案）に対し、民間事業者等より幅広く意見を受け付け…
Pii　目次（第６・別紙） 　２　**実施方針等に関する質問等の提出** 　**（削除）** 　**４**　提出書類の取扱い 　**５　委託者が発注する他の業務等への参加** 　６　連絡先 　**別紙３　業務区分別の実施主体・再委託可否・必要資格一覧表** 　**別紙４　参加資格要件と個別工事の施工に係る建設業許可の関係**	Pii　目次（第６・別紙） 　２　実施方針(案)等に関する意見の提出 　４　実施方針の変更 　５　提出書類の取扱い 　（該当なし・新規追加） 　６　連絡先 　（別紙３・別紙４なし）
Piii　用語の説明「委託準備行為」 　優先交渉権者が **JV の結成**や委託契約の締結準備と並行して実施する、業務開始に向けた業務の引継ぎや現地調査等の準備行為をいう。	Piii　用語の説明「委託準備行為」 　優先交渉権者が JV 等の設立や委託契約の締結準備と並行して実施する、業務開始に向けた業務の引継ぎや現地調査等の準備行為をいう。
Piii　用語の説明「SPC（特別目的会社）」 　**（削除）**	Piii　用語の説明「SPC（特別目的会社）」 　SPC（特別目的会社） 　本件委託を遂行することを目的として設立される株式会社をいう。
Piii　用語の説明「委託者」 　本件委託に係る委託契約を締結する尼崎市をいう。**なお、委託者が建設工事の最初の注文者となる場合は、建設業法第２条第５項に規定する「発注者」に該当する。**	Piii　用語の説明「委託者」 　本件委託に係る委託契約を締結する尼崎市をいう。
Piii　用語の説明「構成企業」 　応募グループ内の個別企業をいい、受託者（JV**（削除）**）の構成員として、受託者の業務の一部を自ら遂行する企業をいう。	Piii　用語の説明「構成企業」 　応募グループ内の個別企業をいい、受託者（JV 又は SPC）の構成員として、受託者の業務の一部を自ら遂行する企業をいう。
Piii　用語の説明「募集要項等」 　本件委託に係る募集要項、要求水準書、委託契約書（案）**（削除）**及びこれらに付随する書類の総称をいう。	Piii　用語の説明「募集要項等」 　本件委託に係る募集要項、要求水準書、委託契約書（案）、基本協定書(案)及びこれらに付随する書類の総称をいう。
Piii　用語の説明「実施方針等」 　**実施方針等**	Piii　用語の説明「実施方針等」 　実施方針(案)等

新　実施方針（令和８年 10 月公表版）	旧　実施方針（案）（令和８年７月公表版）
本件委託に係る実施方針**（削除）**及び要求水準書（素案）並びにこれらに付随する書類の総称をいう。	本件委託に係る実施方針（案）及び要求水準書（素案）並びにこれらに付随する書類の総称をいう。
Piv　用語の説明「基本協定」 **（削除）**	Piii　用語の説明「基本協定」 基本協定 優先交渉権者と委託者が、委託契約の締結に向けた基本的事項について締結する協定をいう。
Piv　用語の説明「年度協定」 委託者と受託者が、各年度の**対象業務（統括管理等業務、維持管理業務及びコンサルタント業務）**の実施内容、修繕費用の基準額及び上限額、その他の事項について協議し、締結する年度ごとの協定をいう。	Piv　用語の説明「年度協定」 委託者と受託者が、各年度の業務の実施内容、修繕費用の基準額及び上限額その他の事項について協議し、締結する年度ごとの協定をいう。
Piv　用語の説明「普通株式」 **（削除）**	Piv　用語の説明「普通株式」 普通株式 SPC が発行する株式のうち、議決権を有する株式をいう。その譲渡には SPC の承認機関に加えて委託者の承諾を必要とする。
Pvi　用語の説明「契約不適合責任」 **本件委託に関し、受託者が実施した業務の成果物等又は業務開始時点における対象施設若しくは設備の種類、品質、状態若しくは機能が委託契約の内容に適合しない場合に、委託契約、要求水準書及びリスク分担に基づき、委託者又は受託者が負う責任をいう。**	Piv　用語の説明「契約不適合責任」 受託者が実施した業務の成果物等が契約の内容に適合しない場合に受託者が負う責任をいう。
P2　第１.５　委託方式（第２段落） …受託者がストックマネジメント計画の策定・更新支援、修繕・改築計画案及び事業化スケジュール**案の作成**等を行う。**これらの計画案及びスケジュール案の採否並びに実施内容の決定は、委託者が行うものとする。**なお、**具体的な業務内容は要求水準書（案）に定めるとおりとし、**修繕及び改築に係る業務の範囲、実施時期、費用負担その他の取扱いは、要求水準書(案)及び委託契約書(案)に定めるところによる。	P2　第１.５　委託方式（第２段落） …受託者がストックマネジメント計画の策定・更新支援、修繕・改築計画案及び事業化スケジュールの提案等を行う。なお、修繕及び改築に係る業務の範囲、実施時期、費用負担その他の取扱いは、要求水準書(案)及び委託契約書(案)に定めるところによる。
P2　第１.６　委託期間／表１－１　業務実施スケジュール（第１行） **（削除）**	P2　第１.６　委託期間／表１－１　業務実施スケジュール（第１行） 2027(R9).11／基本協定締結
P3　第１.１３　資料提供（第２段落） …自らの責任において現地確認等を行い、業務を実施するものとする。**現地**確認等のスケジュールについては、後述の第３に示す。	P3　第１.１３　資料提供（第２段落） …自らの責任において現地確認等を行い、業務を実施するものとする。現場確認等のスケジュールについては、後述の第３に示す。
P4　第２.２(1)　応募者の構成等　③ ③　応募グループ**とする場合、優先交渉権者に選定された場合は、本件委託を実施するための JV を結成するものとする。共同企業体の類型は、甲型共同企業体、乙型共同企業体その他の類型を問わない。ただし、計画修繕、交付金対象外工事、突発修繕及び緊急修繕に関する工事については、当該工事を施工する者が、工事内容に対応する業種の建設業許可その他関係法令上必要な許可等を有するものとし、建設業法**	P4　第２.２(1)　応募者の構成等　③ ③　応募グループの場合、原則として JV を結成するものとするが、SPC を設立することを妨げない[脚注１]。また、各業務をまとめる総括責任者（各業務の責任者との兼務可）を代表企業から選任させるものとする。 （脚注１）本件委託では共同企業体を想定しているため、委託費に SPC 関連費用は計上しない想定である。

新　実施方針（令和８年 10 月公表版）	旧　実施方針（案）（令和８年７月公表版）
その他関係法令に適合する業務分担及び実施体制とすること。また、各業務をまとめる総括責任者**（削除）**を代表企業から選任**する**ものとする。**なお、総括責任者は、要求水準書に定める範囲で各業務の責任者を兼務することができる。** **（脚注１：削除）**	
P4　第２.２(1)　応募者の構成等　⑥ ⑥　応募グループの構成企業は、他の応募参加者の構成企業になることはできない。**なお、優先交渉権者の決定後において、他の応募者又はその構成企業が、受託者の協力企業又は再委託先として本件委託に関与することを妨げない。この場合の再委託の手続は、要求水準書及び委託契約書（案）の定めるところによる。**	P4　第２.２(1)　応募者の構成等　⑥ ⑥　応募グループの構成企業は、他の応募参加者の構成企業になることはできない。
P4　第２.２(1)　応募者の構成等　⑧ ⑧　総括責任者その他の主要な**業務従事者**の変更は、要求水準書に定める資格及び経験を有する場合において、委託者の承諾を得たうえで行うことができるものとする。	P4　第２.２(1)　応募者の構成等　⑧ ⑧　総括責任者その他の主要な配置技術者の変更は、要求水準書に定める資格及び経験を有する場合において、委託者の承諾を得たうえで行うことができるものとする。
P5　第２.２(2)　共通の参加資格　②カ **カ**　本件委託に係る発注支援業務を受託した者及び… **（※記号の誤りを修正）**	P5　第２.２(2)　共通の参加資格　②カ キ　本件委託に係る発注支援業務を受託した者及び…
P5　第２.２(3)　業務実施企業に求められる要件　イ イ　計画修繕、交付金対象外工事又は突発修繕に関する工事を実施する者は、建設業法第３条の規定による、機械器具設置工事**又は**電気工事につき、特定建設業の許可を有していること。**当該工事を複数の応募企業又は応募グループ構成企業が工種ごとに分担して担当する場合は、各企業が、それぞれ担当する工種に係る特定建設業の許可を有していれば足りるものとする。なお、本号は、応募企業又は応募グループ構成企業に係る参加資格要件を定めるものであり、個別工事の施工に当たり建設業法上必要となる許可等との関係は、別紙４「参加資格要件と個別工事の施工に係る建設業許可の関係」に示すとおりとする。**	P5　第２.２(3)　業務実施企業に求められる要件　イ イ　計画修繕、交付金対象外工事又は突発修繕に関する工事を実施する者は、建設業法第３条の規定による、機械器具設置工事及び電気工事につき、特定建設業の許可を有していること。ただし、当該工事を実施する者が複数である場合は、それぞれ担当する工種で満たせばよいものとする。
P6　第２.２(4)　参加資格要件の確認基準日 …委託者に速やかに通知しなければならない。**この場合において、やむを得ない事情があると委託者が認めたときは、代表企業を除く構成企業の変更又は追加を認めるものとする。この場合、改めて参加資格の審査を行う。**	P6　第２.２(4)　参加資格要件の確認基準日 …委託者に速やかに通知しなければならない。
P7　第３　冒頭本文 **実施方針**等の公表後のスケジュールは概ね表　３-１のとおりである。	P7　第３　冒頭本文 実施方針(案)等の公表後のスケジュールは概ね表　３-１のとおりである。
P7　第３／表　３-１　募集及び選定スケジュール（削除行） **（削除）**	P7　第３／表　３-１　募集及び選定スケジュール（削除行） 2026(R8).7.10／実施方針(案)等公表 2026(R8).7.10～8.7／意見受付

新　実施方針（令和８年 10 月公表版）	旧　実施方針（案）（令和８年７月公表版）
	2027(R9).11／基本協定締結
P7　第３／表　３-１　募集及び選定スケジュール（新規追加行） **2027(R9).3／応募者向け説明会**	P7　第３／表　３-１　募集及び選定スケジュール（新規追加行） （該当なし・新規追加）
P7　第３／表　３-１　募集及び選定スケジュール（時期の変更） 2026(R8).**10**／実施方針・要求水準書(素案改訂版)公表 2026(R8).**10～11**／質問受付 2026(R8).**11～12**／質問回答 2027(R9).**3**／公告(募集要項等公表) 2027(R9).**3～4**／質問受付 2027(R9).**4～5**／質問回答 2027(R9).**4～5**／現場見学会 2027(R9).**5**／参加資格確認受付 2027(R9).**10**／提案審査書類受付 2027(R9).**11**／プレゼン実施 2027(R9).**11**／優先交渉権者決定 2027(R9).**12**／委託契約締結	P7　第３／表　３-１　募集及び選定スケジュール（時期の変更） 2026(R8).11／実施方針・要求水準書(素案改訂版)公表 2026(R8).11～12／質問受付 2026(R8).12／質問回答 2027(R9).2／公告(募集要項等公表) 2027(R9).2～3／質問受付 2027(R9).3～4／質問回答 2027(R9).3～4／現場見学会 2027(R9).4／参加資格確認受付 2027(R9).9／提案審査書類受付 2027(R9).10／プレゼン実施 2027(R9).10／優先交渉権者決定 2027(R9).11～12／委託契約締結
P7　第３.１(1)　委員会の設置（第２段落） **選定委員は委員会の表　３-２のとおりである。**なお、応募者が、募集公告から選考結果の通知までの間に、本件委託について委員に対して直接又は間接を問わず接触を試みた場合、当該応募者は参加資格を失うことがあるので留意すること。	P7　第３.１(1)　委員会の設置（第２段落） なお、応募者が、募集公告から選考結果の通知までの間に、本件委託について委員に対して直接又は間接を問わず接触を試みた場合、当該応募者は参加資格を失うことがあるので留意すること。
P7　第３.１(1)　委員会の設置／表　３－２　選定委員会委員（新設） **表　３-２　選定委員会委員** **委員長：公益財団法人 兵庫県まちづくり技術センター 加古川流域下水道管理事務所 加古川下流浄化センター　センター長　西田 務** **委員：地方共同法人 日本下水道事業団 ソリューション推進部　調査役　外園 明成** **委員：西宮市 上下水道局 下水道部 下水浄化センター　所長　作田 富男** **委員：中野会計事務所　公認会計士・税理士　中野 和子** **委員：尼崎市 公営企業局 下水道部　部長　藤 正明**	P7　第３.１(1)　委員会の設置／表　３－２　選定委員会委員（新設） （該当なし・新規追加）
P8　第３.１(2)　応募者向け説明会の開催（新設） **委託者は、応募を検討する者の募集要項等に対する理解を促進するため、募集要項等の公表後、質問の受付期間の終了前に応募者向け説明会を開催する。説明会の開催時期、申込方法等の詳細は、募集要項等に示す。なお、説明会における質疑応答の結果は、委託者のホームページへの掲載その他適宜の方法により公表する。** **（※本項の新設に伴い、旧(2)～(11)が(3)～(12)へ番号繰下げ）**	P7　第３.１(2)　応募者向け説明会の開催（新設） （該当なし・新規追加）
P9　第３.２(1)　JV の結成（見出し）	P8　第３.２(1)　JV の結成（見出し）

新　実施方針（令和８年 10 月公表版）	旧　実施方針（案）（令和８年７月公表版）
(1) **JV の結成及び書類の提出**	(1)　基本協定の締結
P9　第３.２(1)　JV の結成（本文） **優先交渉権者が応募グループである場合は、優先交渉権者の決定後速やかに、本件委託を実施するための JV を結成し、共同企業体協定書その他委託者が指定する書類を委託者に提出しなければならない。優先交渉権者が応募企業である場合は、委託者が指定する書類を委託者に提出しなければならない。** 優先交渉権者**が応募グループである場合において、優先交渉権者が速やかに JV を結成しない場合、又は優先交渉権者が委託者の指定する書類を提出しない場合若しくは委託契約の締結に至らないことが明らかとなった場合には、委託者は審査で決定された順位に従って、次点交渉権者を優先交渉権者として、改めて JV の結成以降の手続を行うことができる。**	P8　第３.２(1)　JV の結成（本文） 優先交渉権者は、基本協定書(案)に基づいて、委託者と速やかに基本協定を締結しなければならない。 優先交渉権者と速やかに基本協定が締結されない場合、又は基本協定の締結後に委託契約の締結に至らないことが明らかとなった場合には、委託者は審査で決定された順位に従って、次点交渉権者を優先交渉権者として、改めて基本協定の締結以降の手続を行うことができる。なお、委託者は、基本協定書(案)の修正には、原則として応じない。
P9　第３.２　旧(2)　JV 等の結成 **（削除）**	P9　第３.２　旧(2)　JV 等の結成 (2)　JV 等の結成 優先交渉権者は、基本協定の締結後、必要に応じて JV の結成または SPC の設立を実施するものとする。なお SPC を設立する場合、委託期間中は SPC の本社所在地を市外に移転させないものとする。また、SPC を株式会社として設立する場合、発行する普通株式は、譲渡の承認には、SPC の承認機関に加えて委託者の承諾を必要とする。
P9　第３.２(2)　優先交渉権者による委託準備行為 優先交渉権者は、**JV の結成**や委託契約の締結準備と並行して、業務開始に向けた準備行為として… **（※旧(2)の削除に伴い、旧(3)以降の番号を繰上げ）**	P9　第３.２(3)　優先交渉権者による委託準備行為 優先交渉権者は、JV 等の設立や委託契約の締結準備と並行して、業務開始に向けた準備行為として…
P13　第６.２（見出し） ２　**実施方針**等に関する**質問等**の提出	P13　第６.２（見出し） ２　実施方針(案)等に関する意見の提出
P13　第６.２（本文） **実施方針**等の内容に関して**質問又は意見**がある場合は、以下のとおり提出すること。	P13　第６.２（本文） 実施方針(案)等の内容に関して意見がある場合は、以下のとおり提出すること。
P13　第６.２(1)　提出期間 令和８年 **10** 月 **30** 日（**金**）から令和８年 **11** 月 **26** 日（**木**）17 時まで	P13　第６.２(1)　提出期間 令和８年７月 10 日（金）から令和８年８月７日（金）17 時まで
P13　第６.２(2)　提出方法 **実施方針等に関する質問書**（様式　1）に必要事項を記入し、電子メールにより「第６　６　連絡先」宛に提出すること。その他の方法による提出は認めない。電子メール件名は「包括委託**実施方針等に関する意見・質問**」とし、着信確認は送信者の責任において行うこと。なお、**質問等を公表された場合に提出者自身の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害する恐れがある内容が含まれる場合は、理由を含めその旨を明らかにすること。また、ファイル形式は** Microsoft Excel **形式とする。**	P13　第６.２(2)　提出方法 実施方針(案)等に関する意見書（様式　1）に必要事項を記入し、電子メールにより「第６　６　連絡先」宛に提出すること。その他の方法による提出は認めない。電子メール件名は「包括委託実施方針(案)等に関する意見」とし、着信確認は送信者の責任において行うこと。なお、ファイル形式は Microsoft Excel 形式とする。

新　実施方針（令和８年 10 月公表版）	旧　実施方針（案）（令和８年７月公表版）
P13　第６.２(3)（見出し） (3)　**質問書**に対するヒアリング	P13　第６.２(3)（見出し） (3)　意見書に対するヒアリング
P13　第６.２(3)（本文） 提出された**質問書**のうち、委託者において確認が必要と判断したものについては、提出者に対して直接ヒアリングを行う場合がある。	P13　第６.２(3)（本文） 提出された意見書のうち、委託者において確認が必要と判断したものについては、提出者に対して直接ヒアリングを行う場合がある。
P13　第６.２(4)（見出し） (4)　**質問書**に対する回答について	P13　第６.２(4)（見出し） (4)　意見書に対する回答について
P13　第６.２(4)（本文　第１段落） **委託者は、実施方針等に関する質問のうち委託者が必要と判断したもの及びその回答を、回答公表予定日に、委託者のホームページへの掲載の方法により公表する。**	P13　第６.２(4)（本文　第１段落） 委託者は、提出された意見に対して回答を行わない。委託者は、提出された意見を踏まえ、委託者が必要と判断した場合に実施方針(案)等を修正する。修正版は、令和８年 11 月（予定）に、実施方針・要求水準書(素案改訂版)として委託者のホームページにおいて公表し、改めて意見・質問を受け付ける予定である。
P13　第６.２(4)（本文　第２段落・新設） **・回答公表予定日：令和８年 12 月 17 日（木）**	P13　第６.２(4)（本文　第２段落・新設） （該当規定なし・新設）
P13　第６.２(4)（本文　第３段落） **なお、委託者は、提出された質問を踏まえ、委託者が必要と判断した場合に実施方針等を修正する。修正した場合は、委託者のホームページへの掲載の方法により公表する。**	P13　第６.２(4)（本文　第３段落） なお、回答を公表しないことから、実施方針(案)等の記載内容に関する質問は受け付けない。記載の意図が不明確又は複数の解釈が生じる等あれば、その旨意見として提出すること。意図や解釈により意見が変わる場合は、場合分けして意見を提出すること(様式１の記載例を参照)。
P13　第６.４　実施方針の変更（項目ごと削除） **（削除）** **（※本項の削除に伴い、旧「５　提出書類の取扱い」が新「４　提出書類の取扱い」へ繰上げ）**	P13　第６.４　実施方針の変更（項目ごと削除） ４　実施方針の変更 実施方針は、公表後に民間事業者から受付けた意見等を踏まえ、その内容の変更を行うことがある。変更を行った場合は、委託者のホームページ等を通じて公表する。変更の内容が重大で、その後の受託者選定スケジュール及び委託スケジュールに影響を及ぼすと考えられる場合には、変更後のスケジュールも合わせて公表するものとする。
P13　第６.４(1)　著作権（第３段落・新設） **委託者は、前二項の規定により提案書を使用する場合又は情報公開請求に基づき提案書を開示する場合は、あらかじめ当該提案書を提出した応募者に対し、使用の目的、使用の範囲及び開示の内容を示し、その意見を確認するものとする。この場合において、応募者の営業上又は技術上の秘密その他公にすることにより応募者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる部分については、非公開とし、又はマスキングその他の必要な措置を講じるものとする。**	P13　第６.５(1)　著作権（第３段落・新設）
P14　第６.５　委託者が発注する他の業務等への参加（項目ごと新設） **５　委託者が発注する他の業務等への参加** **本件委託の受託者又はその構成企業が、委託者が別途発注する工事、設計業務又は**	P14　第６.５　委託者が発注する他の業務等への参加（項目ごと新設）

新　実施方針（令和８年 10 月公表版）	旧　実施方針（案）（令和８年７月公表版）
工事監督業務等に参加することについては、本件委託の受託者又はその構成企業であることのみを理由として制限するものではない。ただし、当該発注に係る参加資格その他の条件は、当該発注の手続において別に定めるところによる。	
P15　別紙１　No.14　施設損傷リスク（「上記以外のもの」備考） **上記以外のものについては、事象ごとに委託者及び受託者の協議により負担を決定する。**	P15　別紙１　No.14　施設損傷リスク 「上記以外のもの」は委託者・受託者双方負担（備考なし）。
P16　別紙１　No.16　修繕・工事費増大リスク **委託者の要因（交付金の充当状況等により、更新工事又は長寿命化工事が実施されなかった場合を含む。）**により修繕又は交付金対象外工事の費用が増加した場合 **備考：増加費用の対象範囲は、年度協定で確認した機器・範囲に限定する。**	P16　別紙１　No.16　修繕・工事費増大リスク 委託者の要因による設計変更等により修繕又は交付金対象外工事の費用が増加した場合（備考なし）。
P16　別紙１　No.20　提示資料リスク（備考） **委託者は開示可能な資料を可能な限り提示するものとし、応募者は現地確認等により自らの責任において内容を確認するものとする。**	P16　別紙１　No.20　提示資料リスク 募集要項等、委託者が受託者に開示した資料の情報等に瑕疵が発見された場合：委託者負担（備考なし）。
P16　別紙１　No.24　業務開始時点の施設状態リスク **（新設）** **業務開始前の機能確認により、業務開始時点において施設及び設備の機能が確保されていないことが判明した場合：委託者負担** **備考：業務開始後一定期間以内の機能確認によるものに限る。**	P16　別紙１　No.24　業務開始時点の施設状態リスク （該当なし／新規追加）
P16　別紙１　**No.25・No.26　番号繰下げ** **No.24 の新設に伴い、旧 No.24「契約解除リスク」を No.25 へ、旧 No.25「業務終了時の施設状態」を No.26 へ繰下げ。**	P16　別紙１　No.24　契約解除リスク P16　別紙１　No.25　業務終了時の施設状態
P17　別紙２（1）　委託料の構成と支払い方法（段落新設） **なお、委託料 C-3（計画修繕・交付金対象外工事）の対象工事の一覧、数量その他の積算条件は、募集要項及び別添資料により提示する。また、委託料 C-3 の価格評価上の取扱いについては、募集要項及び優先交渉権者選定基準において示す。**	P17　別紙２（1）　委託料の構成と支払い方法（段落新設）
P18　別紙２（2）　表２　B-2（変動費）精算方法欄 【雨水放流量】対象費目：動力費**（重油）** ・増額する額＝動力費**（重油）**の額×［(実績雨水放流量÷要求水準書に規定する想定雨水放流量）－１］ ・減額する額＝動力費**（重油）**の額×［１－（実績雨水放流量÷要求水準書に規定する想定雨水放流量)］	P18　別紙２（2）　表２　B-2（変動費）精算方法欄 【雨水放流量】対象費目：動力費 ・増額する額＝動力費の額×［(実績雨水放流量÷要求水準書に規定する想定雨水放流量）－１］ ・減額する額＝動力費の額×［１－（実績雨水放流量÷要求水準書に規定する想定雨水放流量)］
P18　別紙２（2）　表２　浚渫費に係る行（新設） **【精算の考え方】浚渫費は、実際の浚渫量が要求水準書に示す想定浚渫量から増減する場合があるため、想定数量と実績数量との差に基づき精算する。なお、処理単価の変動については、物価変動に伴う委託料の改定に関する定めにより取り扱う。**	P18　別紙２（2）　表２　浚渫費に係る行（新設）

新　実施方針（令和８年 10 月公表版）	旧　実施方針（案）（令和８年７月公表版）
【精算方法】①各年度終了後、マニフェストその他の証拠書類により、実績浚渫量を確認する。②実績浚渫量と想定浚渫量との差に応じ、委託契約書（案）に定める方法により精算額を算定する。③精算に用いる想定浚渫量は、年度協定に定める。	
P18　別紙２（2）　表２　C-1,C-2（緊急修繕及び突発修繕）精算方法① ①年度当初に、当該年度の**緊急修繕及び突発修繕に係る**基準額、最低実施額（＜基準額）及び最大基準額（＞基準額）を設定する。	P18　別紙２（2）　表２　C-1,C-2（緊急修繕及び突発修繕）精算方法① ①年度当初に、当該年度の突発修繕の基準額、最低実施額（＜基準額）及び最大基準額（＞基準額）を設定する。
P18　別紙２　（注２） 基準額は、**募集要項等において**委託者**が示す額と**する。	P18　別紙２　（注２） 基準額は、提案書に記載された年度ごとの計画額を基に、委託者と受託者の協議により設定する。
P18　別紙２　（注３） 最低実施額は基準額を下回る額と**し、最大基準額は基準額を上回る額と**して、**それぞれ募集要項等において**委託者**が示す額と**する。	P18　別紙２　（注３） 最低実施額は、基準額を下回る額として、委託者と受託者の協議により設定する。
P19　別紙２　（注７） 委託期間の最終年度に発生した突発修繕**及び緊急修繕**が、部品調達等の事情により委託期間内に完了しない場合の取扱いは、委託契約書(案)に定める。	P19　別紙２　（注７） 委託期間の最終年度に発生した突発修繕が、部品調達等の事情により委託期間内に完了しない場合の取扱いは、委託契約書(案)に定める。
P19　別紙２　（注８）（新設） **（注８）廃棄物処理業務及び洗砂搬送・陸上残土処分業務に係る費用は、想定数量と実績数量との差に基づく精算の対象としない。これらの業務に係る処理単価の変動については、物価変動に伴う委託料の改定に関する定めにより取り扱う。**	P19　別紙２　（注８）（新設）
P20　別紙３（新設） **別紙３　業務区分別の実施主体・再委託可否・必要資格一覧表** **受託者が実施する各業務の実施主体及び再委託の可否は、表１のとおりとする。同表の「再委託の可否」欄における「不可」及び「可」の意義は、それぞれ注１及び注２に定めるところによる。** **（表１　業務区分別の実施主体・再委託可否・必要資格：統括管理等業務／維持管理業務／コンサルタント業務の区分ごとに、実施主体・再委託の可否・必要な資格等を規定）**	別紙３（新設）
P22　別紙４（新設） **別紙４　参加資格要件と個別工事の施工に係る建設業許可の関係** **参加資格要件として構成企業に求める建設業許可と、個別工事の施工に当たり建設業法上必要となる許可、配置技術者その他の施工体制との関係は、次のとおりとする。**	別紙４（新設）

新　実施方針（令和８年 10 月公表版）	旧　実施方針（案）（令和８年７月公表版）
（参加資格／個別工事の施工に係る建設業許可／一件の建設工事の取扱い／配置技術者及び関係法令の遵守の各項目について規定）	

要求水準書

新　要求水準書（素案改訂版）（令和８年 10 月公表版）	旧　要求水準書（素案）（令和８年７月公表版）
表紙 要求水準書（素案**改訂版**）	表紙 要求水準書（素案）
表紙 令和８年 **10** 月	表紙 令和８年７月
Pii　目次　第７ １　業務開始前の機能確認 **２　業務開始後の当初機能確認** ３　業務実施期間中における機能確認 **４　確認された不具合等の取扱い** ５　契約終了時の機能確認	Pii　目次　第７ １　業務開始前の機能確認 ２　業務実施期間中における機能確認 ３　契約終了時の機能確認
Pv　用語の説明「年度協定」 委託者と受託者が、各年度の**対象業務（統括管理等業務、維持管理業務及びコンサルタント業務）**の実施内容、修繕費用の基準額及び上限額**、**その他の事項について協議し、締結する年度ごとの協定をいう。	Pv　用語の説明「年度協定」 委託者と受託者が、各年度の業務の実施内容、修繕費用の基準額及び上限額その他の事項について協議し、締結する年度ごとの協定をいう。
Pv　用語の説明「工事監督責任者」 受託者が、計画修繕、交付金対象外工事**、突発修繕及び緊急修繕**に関する工事を実施するに当たり、工事の品質、工程、安全及びコストの管理を行うために配置する者をいう。	Pv　用語の説明「工事監督責任者」 受託者が、計画修繕、交付金対象外工事及び突発修繕に関する工事を実施するに当たり、工事の品質、工程、安全及びコストの管理を行うために配置する者をいう。
P2　第１．３　包括的委託の主旨に基づく業務の実施 受託者は、**委託契約書(案)**及びこの要求水準書並びにこれらに対する質問回答書の定める範囲内において…	P2　第１．３　包括的委託の主旨に基づく業務の実施 受託者は、契約書及びこの要求水準書並びにこれらに対する質問回答書の定める範囲内において…
P3　第２　業務の対象施設及び設備（第２文） また、別添１**に記載のない小設備及び付帯設備その他**東部浄化センター等の業務実施	P3　第２　業務の対象施設及び設備（第２文） また、別添１以外で東部浄化センター等の業務実施に使用される施設及び設備につい

新　要求水準書（素案改訂版）（令和８年10月公表版）	旧　要求水準書（素案）（令和８年７月公表版）
に使用される施設及び設備についても業務の対象とする。	ても業務の対象とする。
P3　第２　業務の対象施設及び設備（末尾） **なお、委託者は、尼崎市下水道台帳システムから出力した対象施設及び設備に関する資料を、公表資料又は閲覧資料として別途提示する。**	P3　第２　業務の対象施設及び設備（末尾） （該当規定なし／新設）
P4　第３．１　全体業務計画書　①記載すべき事項　キ・ク **キ　人材育成及び技術継承（資格取得、研修・訓練、技能評価、業務の属人化防止、委託者職員との知見共有を含む。）に関する事項** **ク　DX・IT の活用（維持管理情報の電子化・一元管理、システムの導入・運用及び情報セキュリティを含む。）に関する事項**	P4　第３．１　全体業務計画書　①記載すべき事項（カまで） （規定なし／新設）
P7　第４.２(１)　流入(着水井)水質（過去５年間平均） ｐＨ　**７．１**(6.5～7.7) BOD(mg/L)　**１０６**(192) COD(mg/L)　**８１**(185) SS(mg/L)　**８３**(220) 窒素(mg/L)　**１７．２**(22.5)	P7　第４.２(１)　流入(着水井)水質（過去５年間平均） ｐＨ　7.2(6.5～7.7) BOD(mg/L)　107(192) COD(mg/L)　86(185) SS(mg/L)　86(220) 窒素(mg/L)　17.3(22.5)
P8　第４.２(２)　表「投入量」行 **投入量(㎥/日)　４３０**	P8　第４.２(２)　表「投入量」行 **投入量**(kL/**日**)　440
P11　第５．１(1)⑤　技術管理・人材育成　ウ・エ・オ **ウ　受託者は、属人化防止や次世代技術者育成を実現するため、委託期間を通じてOJT、資格取得及び研修等を活用した人材育成、技術継承を行うこと。** **エ　受託者は、委託者の求めに応じ、委託者職員を対象とした研修、現場説明その他の方法により、維持管理に関する技術及び知見の共有に協力すること。** **オ　受託者は、委託期間を通じた人材育成及び技術継承の方針を全体業務計画書に、当該年度の実施計画を年間業務計画書に記載し、その実施状況を年次業務報告書により委託者に報告すること。**	P11　第５．１(1)⑤　技術管理・人材育成（イまで） （規定なし／新設）
P11　第５.１(1)⑦（情報公開への協力） **⑦　情報公開への協力** **ア　受託者は、委託者が本件委託の実施状況、モニタリングの結果その他の維持管理に関する情報を公表する場合において、必要な資料の作成及び提供その他の協力を行うこと。** **イ　前号の公表に当たり、受託者の知的財産又は営業上の秘密に関する事項の取扱いは、委託者と受託者の協議により定めるものとする。**	P11　第５.１(1)⑥（委託者との情報共有）の次 （規定なし／新設）
P12　第５．１(1)⑧（DX・IT の活用） **⑧　DX・IT の活用**	P11　第５．１(1)（⑥まで） （規定なし／新設）

新　要求水準書（素案改訂版）（令和８年10月公表版）	旧　要求水準書（素案）（令和８年７月公表版）
ア　受託者は、業務の効率化、高度化及び品質向上を図るため、運転、点検、修繕、故障等の維持管理情報を電子データとして蓄積・管理し、保全及び更新の検討に活用すること。 **イ　受託者がシステム等を導入する場合は、尼崎市下水道台帳システムその他委託者の既存環境との連携、情報セキュリティの確保及び操作性に配慮し、あらかじめ委託者と協議すること。** **ウ　受託者は、委託期間終了時に、蓄積したデータを汎用的な形式で委託者に引き渡し、次期受託者への引継ぎに協力すること。**	
P12　第５.１(2)　台帳整備業務　ア …速やかにその内容を尼崎市下水道台帳システムへ反映し、更新登録を行う。**ただし、委託者が本件委託とは別に発注し、又は実施する工事に伴う変更については、委託者が尼崎市下水道台帳システムへの登録を行うものとする。**	P11　第５.１(2)　台帳整備業務　ア …速やかにその内容を尼崎市下水道台帳システムへ反映し、更新登録を行う。
P12　第５.１(3)　セルフモニタリング業務　ア 受託者は、セルフモニタリングを実施し、受託者が実施する業務状況が、要求水準書、業務提案書及び**委託契約書(案)**に適合することを確認すること。	P12　第５.１(3)　セルフモニタリング業務　ア 受託者は、セルフモニタリングを実施し、受託者が実施する業務状況が、要求水準書、業務提案書及び契約書に適合することを確認すること。
P12・13　第５.２(1)①　東部浄化センター水処理運転管理業務　オ（放流水質・項目欄） 大腸菌数**(CFU/mL)**	P12　第５.２(1)①　東部浄化センター水処理運転管理業務　オ（放流水質・項目欄） 大腸菌群数(個/cm^3)
P13　第５.２(1)①　東部浄化センター水処理運転管理業務　オ（注記） ＊いずれも、基準を満足しない時は、**委託契約書(案)**に基づき委託料を減額する。	P12　第５.２(1)①　東部浄化センター水処理運転管理業務　オ（注記） ＊いずれも、基準を満足しない時は、契約書に基づき委託料を減額する。
P14　第５.２(1)④　雨水排除に関する共通事項　ウ **現有施設能力**を超過する降雨時においても、施設及び設備の保全に努め、委託者と連携して適切に対応すること。	P14　第５.２(1)④　雨水排除に関する共通事項　ウ 計画雨水量を超過する降雨時においても、施設及び設備の保全に努め、委託者と連携して適切に対応すること。
P14　第５.２(1)⑤　施設・設備機器等保守管理業務　イ・ウ イ　建築及び建築付帯設備**（削除：の点検）**については、尼崎市「公共施設保全マニュアル」を参考に**自主点検を実施すること**。 ウ　構造物等**（削除：の点検）**については、「尼崎市下水道土木施設維持管理指針」を参考に**自主点検を実施する**こと。	P14　第５.２(1)⑤　施設・設備機器等保守管理業務　イ・ウ イ　建築及び建築付帯設備の点検については、尼崎市「公共施設保全マニュアル」を参考にする。 ウ　構造物等の点検については、「尼崎市下水道土木施設維持管理指針」を参考にすること。
P15　第５.２(2)①　屋上広場管理業務　ウ イの業務に伴う個人情報について、**委託契約書(案)**に定める個人情報・データ取扱特記事項に基づく運用管理を行う。…	P15　第５.２(2)①　屋上広場管理業務　ウ イの業務に伴う個人情報について、契約書に定める個人情報・データ取扱特記事項に基づく運用管理を行う。…
P16　第５.２(4)　消防設備保守点検業務　ウ 製造年から１０年を経過した消火器、及び消防用ホースは関連法規に基づき耐圧性能点検を実施するか、若しくは新しく交換を行う。**製造年から１０年を経過した消火器及び消防用ホースに係る耐圧性能点検の実施又は交換に要する費用は、撤去及び処分に要する費用を含め、本業務の委託料に含むものとする。**	P16　第５.２(4)　消防設備保守点検業務　ウ 製造年から１０年を経過した消火器、及び消防用ホースは関連法規に基づき耐圧性能点検を実施するか、若しくは新しく交換を行う。

新　要求水準書（素案改訂版）（令和８年10月公表版）	旧　要求水準書（素案）（令和８年７月公表版）
P19　第５.２(13)　簡易専用水道点検業務　ア …受水槽（４㎥）及び高架水槽（１㎥）の清掃等を行い、**飲**料水の水質の安全を確保する。	P18　第５.２(13)　簡易専用水道点検業務　ア …受水槽（４㎥）及び高架水槽（１㎥）の清掃等を行い、料水の水質の安全を確保する。
P19　第５.２(16)　廃棄物処理業務　ア …沈砂洗浄業務」に伴い排出されるガラ等（**契約締結日**において委託者が東部浄化センターにて保管しているガラ等を含む。）を含み…	P19　第５.２(16)　廃棄物処理業務　ア …沈砂洗浄業務」に伴い排出されるガラ等（契約書の締結日において委託者が東部浄化センターにて保管しているガラ等を含む。）を含み…
P19　第５.２(16)　廃棄物処理業務　イ・ウ・エ **イ　本業務における廃棄物の想定処理数量は、第４の４「想定処理量等（参考）」に示すとおりとする。** **ウ　本業務に要する費用は、本件委託の委託料に含むものとし、廃棄物の処分数量が第４の４に示す想定処理数量から増減した場合においても、当該増減分に係る精算は行わないものとする。ただし、処理単価の変動については、委託契約書(案)に定める物価変動に伴う委託料の改定により取り扱う。** **エ　委託者及び受託者は、本件委託に伴い生じる産業廃棄物の処理に関し、一体の排出事業者として取り扱うものとし、収集運搬業者及び処分業者との契約の締結その他適正処理に必要な手続は、受託者の業務範囲に含むものとする。**	P19　第５.２(16)　廃棄物処理業務（アのみ） （規定なし／新設）
P20　第５.２(20)　ユーティリティ調達管理業務　ア …消耗器具類・薬品類、通信（幹線水位計、**杭瀬バイパスゲート、**東部雨水ポンプ場の遠方監視制御を含む）、その他業務の実施に必要な一切の物品及びサービスの調達及び管理を行う…	P19　第５.２(20)　ユーティリティ調達管理業務　ア …消耗器具類・薬品類、通信（幹線水位計、東部雨水ポンプ場の遠方監視制御を含む）、その他業務の実施に必要な一切の物品及びサービスの調達及び管理を行う…
P20　第５.２(21)　修繕業務　①基本的事項　ア 修繕の対象範囲は、別添 1-3 に示す施設、設備、装置及び機器等とする。**（削除）**	P20　第５.２(21)　修繕業務　①基本的事項　ア 修繕の対象範囲は、別添 1-3 に示す施設、設備、装置及び機器等とする。ただし、国、兵庫県又は尼崎市立クリーンセンター若しくは道路管理者及び河川管理者が所管する施設及び設備は除く。
P21　第５.２(21)　修繕業務　①基本的事項　エ **突発修繕及び緊急修繕に係る年間の基準額、最低実施額及び最大基準額は、募集要項等において委託者が示すものとする。計画修繕及び交付金対象外工事に係る年間の費用の上限額は、年度協定において定めるものとする。**	P20　第５.２(21)　修繕業務　①基本的事項　エ 修繕費用の年間の基準額及び最低実施額は、年度協定において定めるものとする。基準額を超過した費用は、年度協定の定めるところにより精算するものとする。
P22　第５.２(21)　修繕業務　④突発修繕及び緊急修繕　オ **オ　突発修繕及び緊急修繕に係る年間の基準額、最低実施額及び最大基準額は、募集要項等において委託者が示すものとする。**	P21　第５.２(21)④（エまで） （規定なし／新設）
P22-P23　第５.２(22)　浚渫業務　エ・オ・カ **エ　本業務における想定浚渫量は、第４の４「想定処理量等（参考）」に示すとおりとする。** **オ　浚渫量が第４の４に示す想定浚渫量から増減した場合は、その増減分を実績に基づき精算するものとする。処理単価の変動については、委託契約書(案)に定める物**	P22　第５.２(22)（ア～ウのみ） （規定なし／新設）

新　要求水準書（素案改訂版）（令和８年10月公表版）	旧　要求水準書（素案）（令和８年７月公表版）
価変動に伴う委託料の改定により取り扱う。 **カ　委託者及び受託者は、本業務に伴い生じる産業廃棄物の処理に関し、一体の排出事業者として取り扱うものとし、収集運搬業者及び処分業者との契約の締結その他適正処理に必要な手続は、受託者の業務範囲に含むものとする。**	
P23　第５.２(23)　洗砂搬送・陸上残土処分業務　ク・ケ・コ **ク　本業務における想定搬送・処分量は、第４の４「想定処理量等（参考）」に示すとおりとする。** **ケ　本業務に要する費用は、本件委託の委託料に含むものとし、搬送・処分量が第４の４に示す想定搬送・処分量から増減した場合においても、当該増減分に係る精算は行わないものとする。ただし、処理単価の変動については、委託契約書(案)に定める物価変動に伴う委託料の改定により取り扱う。** **コ　委託者及び受託者は、本業務に伴い生じる産業廃棄物の処理に関し、一体の排出事業者として取り扱うものとし、処分先及び収集運搬業者との契約の締結その他適正処理に必要な手続は、受託者の業務範囲に含むものとする。**	P22　第５.２(23)（ア～キのみ） （規定なし／新設）
P27　第５.３(2)　実施設計業務　①基本的事項　ア 交付金対象外工事について、委託者が必要と認める場合は、受託者は実施設計又は概略設計資料を作成し、委託者の承諾を得ること。**なお、本業務の対象は、本件委託の業務範囲に含まれる工事に限るものとし、委託者が別途発注する工事に係る設計は含まない。**	P25　第５.３(2)　実施設計業務　①基本的事項　ア 交付金対象外工事について、委託者が必要と認める場合は、受託者は実施設計又は概略設計資料を作成し、委託者の承諾を得ること。
P27　第５.３(3)　工事監督業務　①基本的事項　ア 受託者は、計画修繕、交付金対象外工事**、突発修繕及び緊急修繕**に関する工事を実施するに当たり、工事の監督監理を行う工事監督責任者を配置すること。**工事監督責任者は、他の業務に係る責任者又は技術者と兼務することができる。なお、本業務の対象は、本件委託の業務範囲に含まれる工事に限るものとし、委託者が別途発注する工事に係る監督は含まない。**	P26　第５.３(3)　工事監督業務　①基本的事項　ア 受託者は、計画修繕、交付金対象外工事**及び**突発修繕に関する工事を実施するに当たり、工事の監督監理を行う工事監督責任者を配置すること。
P28　第５.３(3)　工事監督業務　①基本的事項　オ **オ　構成企業又はその関係会社が自ら施工する工事について工事監督業務を実施する場合は、監督監理の独立性及び客観性が確保されるよう、施工を担当する者と異なる部署に属する者を工事監督責任者として配置する等の措置を講じ、その内容を年間業務計画書に記載すること。**	P26　第５.３(3)①（エの次） （規定なし／新設） （旧エの第２文「委託者は、必要に応じて工事監督業務の実施状況を直接確認することができる。」は、新カとして独立）
P28　第５.３(3)　工事監督業務　②施工監理　ア 受託者は、計画修繕、交付金対象外工事及び突発修繕に関する工事の施工に当たり、以下に掲げる事項について、適切な施工監理を行うこと。**緊急修繕については、その緊急性及び修繕内容を踏まえ、可能な範囲で必要な施工監理及び品質確認を行うものとし、実施後速やかにその結果を記録し、委託者に報告すること。**	P26　第５.３(3)　工事監督業務　②施工監理　ア 受託者は、計画修繕、交付金対象外工事及び突発修繕に関する工事の施工に当たり、以下に掲げる事項について、適切な施工監理を行うこと。
P31　第６.１　組織体制　④修繕業務	P29　第６.１　組織体制　④修繕業務

新　要求水準書（素案改訂版）（令和８年10月公表版）	旧　要求水準書（素案）（令和８年７月公表版）
④　修繕業務 **ア　受託者は、計画修繕、交付金対象外工事、突発修繕及び緊急修繕に関する工事の実施に当たり、建設業法その他関係法令を遵守しなければならない。** **イ　個別工事は、構成企業又は委託者の承諾を得た再委託先が施工するものとする。当該個別工事を担当する構成企業は、自ら施工する場合又は再委託先に施工させる場合を問わず、元請負人（委託者から直接建設工事を請け負う者をいう。）として、当該工事について建設業法その他関係法令上必要な許可、技術者配置その他の要件を満たさなければならない。再委託先についても、当該工事の内容に応じて、建設業法その他関係法令上必要な許可等を有しなければならない。ただし、建設業法第３条第１項ただし書に規定する軽微な建設工事については、建設業の許可を要しない。** **ウ　一般建設業又は特定建設業の許可の区分、配置技術者その他の施工体制については、当該工事の内容及び施工方法に応じ、建設業法その他関係法令の定めるところによる。この場合において、主任技術者又は監理技術者は、年度協定又は委託契約全体を単位として一律に配置するものではなく、当該工事を請け負った建設業者が、その請け負った建設工事に応じて配置するものとする。** **エ　受託者が共同企業体である場合において、その構成企業が工事を施工するとき、及び再委託先が工事を施工するときも、同様とする。**	④修繕業務 ア　受託者は、計画修繕、交付金対象外工事及び突発修繕に関する工事を実施するに当たり、建設業法（昭和24年法律第100号）その他関係法令を遵守しなければならない。また、当該工事を実施する者は、建設業法第３条の規定に基づき、当該工事に係る業種について必要な建設業の許可を有していなければならない。 イ　受託者は、計画修繕、交付金対象外工事及び突発修繕に関する工事の施工に当たり、建設業法第26条の規定に基づき、主任技術者又は監理技術者を配置しなければならない。
P34　第６.８　業務実施体制の変更　イ 受託者は、委託者が業務従事者について業務の実施上不適当と認め、**その旨を通知したときは、速やかに適切な措置を講じなければならない。**	P32　第６.８　業務実施体制の変更　イ 受託者は、委託者が業務従事者について業務の実施上不適当と認め、その交替を請求したときは、速やかに適切な者と交替させなければならない。
P35　第７.２　業務開始後の当初機能確認 **２　業務開始後の当初機能確認** **ア　委託者及び受託者は、業務開始日から１年間を施設等の当初機能確認期間とし、双方立会いのもとで、運転状況等を踏まえた施設等の機能確認を行う。** **イ　受託者は、当初機能確認期間中に施設等の所定の機能が確保されていないことを確認した場合は、その都度速やかに委託者に報告するものとする。** **ウ　当初機能確認期間中に、業務開始日時点で既に存在していた施設等の不具合、故障、性能不足その他所定の機能が確保されていない状態が確認された場合は、委託者の責任と費用負担により、修繕、更新その他必要な措置を講ずるものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは、この限りでない。** **(ア) 募集要項等、委託者が提示した資料又は現場見学会その他の機会において、あらかじめ応募者に開示されていたもの** **(イ) 受託者が技術提案書その他の提出書類において、その存在又は対応費用を見込んでいたもの** **(ウ) 業務開始日以後の受託者の責めに帰すべき事由により発生し、又は拡大したもの**	P33　第７.１（業務開始前の機能確認）の次 （規定なし／新設） （これに伴い旧２以降の項番号を繰下げ）

新　要求水準書（素案改訂版）（令和８年10月公表版）	旧　要求水準書（素案）（令和８年７月公表版）
(エ) 通常の維持管理業務又は要求水準書に定める修繕業務の範囲内で対応すべきもの	
P35　第７.３　業務実施期間中における機能確認　ウ **…ただし、施設等が受託者の業務の実施に伴い過度に劣化した場合、受託者は、委託契約書(案)の規定により委託者に損害賠償をしなければならない。**	P33　第７.３（旧２）業務実施期間中における機能確認　ウ …ただし、施設等が受託者の業務の実施に伴い過度に劣化した場合受託者は、契約書の規定により委託者に損害賠償をしなければならない。
P35　第７.４　確認された不具合等の取扱い **４　確認された不具合等の取扱い** **ア　前各項の機能確認により確認された不具合、性能不足その他の事項に係る契約不適合の該当性、補修その他必要な措置、責任分担及び費用負担については、委託契約書(案)の定めるところによる。**	P33　第７（業務実施期間中における機能確認）と（契約終了時の機能確認）の間 （規定なし／新設）
P36　第７.５　契約終了時の機能確認　エ 当該機能確認の結果、施設等が受託者の業務の実施に伴い過度に劣化した場合、受託者は**委託契約書(案)**の規定により、委託者に損害賠償をしなければならない。	P33　第７.３（旧）　契約終了時の機能確認　エ 当該機能確認の結果、施設等が受託者の業務の実施に伴い過度に劣化した場合、受託者は契約書の規定により、委託者に損害賠償をしなければならない。
P37　第８.２　受託者による投資の提案　ウ 当該提案により設置された施設等又は改造**若しくは**改良等をされた既設施設等**の所有権の帰属、維持管理責任及び委託期間終了時の取扱いは、提案の内容に応じ、委託者及び受託者が協議のうえ書面により定めるものとする。**	P34　第８.２　受託者による投資の提案　ウ 当該提案により設置された施設等又は改造**、**改良等をされた既設施設等は、当該工事の完了時に、無償で委託者の所有に属するものとする。ただし、委託者が不要と認めた施設等は、委託者が指定する期間内に受託者が自らの負担で撤去する等の原状回復措置を講じなければならない。
P37　第８.２　受託者による投資の提案　エ **エ　受託者は、前項の協議に当たり、設置設備の仕様、図面、保守情報その他維持管理に必要な情報を委託者に提供しなければならない。また、設置設備は、第三者による保守及び更新が可能であり、特定の事業者に過度に依存しない仕様とするとともに、委託期間終了時に次期受託者へ支障なく引き継ぐことができるものとしなければならない。**	P34　第８.２（ウまで） （規定なし／新設）
P38　　第８.３　改築工事等の実施時の取扱い　エ(エ) 前号の業務の内容及び範囲の変更又は移行に伴い、委託料の変更が必要となる場合は、**委託契約書(案)**の定めるところにより、委託者と受託者の協議により委託料を変更する。	P34　第８.３　改築工事等の実施時の取扱い　エ(エ) 前号の業務の内容及び範囲の変更又は移行に伴い、委託料の変更が必要となる場合は、契約書の定めるところにより、委託者と受託者の協議により委託料を変更する。
P38　第８.４　電気主任技術者　ア(ア) 委託者は、受託者の職員**のうち必要な資格を有する者を、東部浄化センター、東部雨水ポンプ場及び中在家中継ポンプ場の自家用電気工作物に係る電気主任技術者として外部**選任する。	P35　第８.４　電気主任技術者　ア(ア) 委託者は、受託者の職員より、東部浄化センター、東部雨水ポンプ場及び中在家中継ポンプ場の自家用電気工作物に係る電気主任技術者を選任する。
P38　第８.４　電気主任技術者　ア(エ) 保安規**程**に係る所轄官庁への届出は、委託者に確認の上、受託者が行うものとする。 …	P35　第８.４　電気主任技術者　ア(エ) 保安規定に係る所轄官庁への届出は、委託者に確認の上、受託者が行うものとする。 …
P38　第８.４　電気主任技術者　ア(オ)	P35　第８.４　電気主任技術者　ア(オ)

新　要求水準書（素案改訂版）（令和８年 10 月公表版）	旧　要求水準書（素案）（令和８年７月公表版）
（削除：ア）(ア)の電気主任技術者は、東部浄化センターの事業場に常勤するものとする。	ア(ア)の電気主任技術者は、東部浄化センターの事業場に常勤するものとする。
P1　別添 11　中在家中継ポンプ場圧送管電気防食装置点検業務 実施要領 （参考）令和８年度　点検結果概要	P1　別添 11　中在家中継ポンプ場圧送管電気防食装置点検業務 実施要領 （参考）令和５年度　点検結果概要
P4　別添 13　第６章　発電機設備　３．業務内容 …同等以上の作業を実施すること。**なお、仮設発電機の設置の要否及び容量については、施工時期、降雨状況、施設の運用状況及び施工計画等を総合的に勘案し、受注者が検討の上、あらかじめ発注者と協議すること。**	P4　別添 13　第６章　発電機設備　３．業務内容 …同等以上の作業を実施すること。
P6　別添 13　別表１（１）H-No.3 汚水ポンプ 実施年度は**表中の〇を削除**、前回整備は **H29（R9-10 予定）**。	P6　別添 13　別表１（１）H-No.3 汚水ポンプ R19 に〇、前回整備は H29（R9 予定）。
P7　別添 13　別表１（２）雨水棟 No.2 雨水ポンプ **R19 の〇を削除**、前回交換は（H29 更新）。	P7　別添 13　別表１（２）雨水棟 No.2 雨水ポンプ R19 に〇、前回交換は（H29 更新）。
P10　別添 13　別表２（２）管理棟発電機用 R14 に D 点検の〇。**R19 の F 点検の〇を削除。**	P10　別添 13　別表２（２）管理棟発電機用 R14 に D 点検、R19 に F 点検の〇。
P12　別添 13　別表４（１）凡例・見出し （〇：本委託にて実施、※：市にて改築**又は整備**予定） 揚水設備用電動機　**ブロワ用電動機**	P12　別添 13　別表４（１）凡例・見出し （〇：本委託にて実施、※：市にて改築予定） 揚水設備用電動機
P12　別添 13　別表４（１）H 幹線汚水 No.3 **R10 を※（市にて整備予定）に変更し、R19 の〇を削除**。前回整備は **R10 整備予定**。	P12　別添 13　別表４（１）H 幹線汚水 No.3 R10 及び R19 に〇、前回交換は H29。
P12　別添 13　別表４（１）ブロワ No.1～No.4 **4 設備を追加し、それぞれ R13、R17、R18、R15 に〇を設定。**	P12　別添 13　別表４（１）ブロワ No.1～No.4 （該当設備なし／新規追加）
P12　別添 13　別表４（１）J 幹線雨水 No.1 **R18 の〇を削除**、前回整備は**空欄**。	P12　別添 13　別表４（１）J 幹線雨水 No.1 R18 に〇、前回交換は R9 実施予定。
P12　別添 13　別表４（２）中在家中継ポンプ場 汚水 No.1：**R11**、汚水 No.2：**R12**、汚水 No.3：**R13**、汚水 No.4：**R14**、雨水 No.1：**R11** に〇。	P12　別添 13　別表４（２）中在家中継ポンプ場 汚水 No.1：R14、汚水 No.2：R18、汚水 No.3：R10 及び R19、汚水 No.4：R16、雨水 No.1：R14 に〇。
P12~16　別添 13　別表４・別表５・別表６　最終列見出し **「(参考) 前回整備」に統一。**	P12~16　別添 13　別表４・別表５・別表６　最終列見出し 「(参考) 前回交換」。
P14　別添 13　別表５（２）（３） **（２）中在家中継ポンプ場及び（３）東部雨水ポンプ場の非常用発電機の表を、別表６の下から別表５へ移動（記載内容の変更なし）。**	P16　別添 13　別表６の下 （２）中在家中継ポンプ場（発電機 1500kVA、前回交換 H22）及び（３）東部雨水ポンプ場（発電機 1000kVA、前回交換 H17）の非常用発電機の表を記載。
P16　別添 13　別表６（２）中在家中継ポンプ場 **表を新設。No.1/2 汚水ポンプ用 VVVF 盤：R16、管理棟 2 階無停電電源装置（整流装置・インバータ装置：R14、蓄電池：R17）、雨水棟 2 階直流電源装置（充電器：R17、蓄電池：〇なし（R9 交換））。**	P16　別添 13　別表６（２）中在家中継ポンプ場 （該当なし／新規追加）
P1　別添 14　１．概要・目的	P1　別添 14　１．概要・目的

新　要求水準書（素案改訂版）（令和８年10月公表版）	旧　要求水準書（素案）（令和８年７月公表版）
実施年度（工事時期）は想定であり、実際の時期は点検結果等を踏まえて協議決定する旨を追加。	実施年度の位置付けに関する規定なし。
P1　別添14　旧４「東部雨水ポンプ場空調設備（エアコン）」 **項目ごと削除し、旧５～８を４～７へ繰上げ。**	P1　別添14　４　東部雨水ポンプ場空調設備（エアコン） 対象候補は別添６、工事時期は令和10年度を想定。既設同等品への更新工事及びフロンの適正処理を規定。
P1･2　別添14　４・５　無停電電源装置 **「なお、本工事については設計業務を想定している。」を追加。**	P1･2　別添14　５・６　無停電電源装置 設計業務に関する規定なし。
P2･3　別添14　６　東部浄化センター自動採水器 **対象候補に「キ）通信システム」を追加。放流（雨水）・流入（雨水）は中央制御室、中在家中継ポンプ場・東部雨水ポンプ場は東部浄化センター中央制御室との通信要件を追加。**	P2~4　別添14　７　東部浄化センター自動採水器 通信システム及び各機器の通信要件の記載なし。
P4　別添14　７　東部雨水ポンプ場監視制御装置更新工事 **「更新後はWeb端末（汎用PC）可とする。」を追加。既設メーカーによる仕様検討を踏まえ、別途設計委託を想定せず、実施内容・時期を協議決定する旨を追加。**	P4　別添14　８　東部雨水ポンプ場監視制御装置更新工事 Web端末対応及び別途設計委託の取扱いに関する規定なし。